

発議第3号

熊本市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年3月24日提出

熊本市議会議員	紫垣正仁
同	西岡誠也
同	津田征士郎
同	三島良之
同	澤田昌作
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	光永邦保
同	福永洋一
同	井本正広
同	藤永 弘
同	藤山英美
同	田中敦朗

熊本市議会議長 倉重 徹 様

## 熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表教育市民委員会の項所管事項の欄第1号中「市民局」を「文化市民局」に改める。

第27条第4項中「第23条第1項」の次に「、第24条」を加える。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### （提出理由）

熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）の一部改正に伴う常任委員会の所管事項に関する規定の整備及び意見陳述人に対する質疑に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものである。